

2024年度

ボランティア活動災害補償

ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや賠償責任を補償



町田市

ボランティア活動災害補償

対象者

無報酬(実費弁償的なものは含む)で公益性・計画性のあるボランティア活動を行う市民団体等や指導者等

市民団体等	市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に組織された団体
指導者等	市民団体等において、ボランティア活動の計画立案もしくは運営に係る指導的地位にある方もしくはこれに準ずる方またはボランティア活動の遂行に責任を負う方

対象となる主なボランティア活動

市民団体等が自発的な意志のもとに行う地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動その他の公益性のある活動。
ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動を除く。

補償内容

損害賠償責任事故	ボランティア活動中の過失により、第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合に適用になります。
業務外個人行為賠償事故	ボランティア活動場所相互間での移動中や休憩時間中、または活動場所と自宅との往復途上において第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合に適用になります。
傷害事故	ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり死亡したりした場合に適用になります。(自宅との通常の合理的な経路を往復中にこうむった傷害事故も対象となります。)

補償額

			支払われる金額
責任害補償	身体賠償(対人)	参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。	1人につき1億円を限度 1事故につき1億円を限度
	財物賠償(対物)	参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。	1事故につき300万円を限度
	保管物賠償	参加者やその他の第三者からの預かり品等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。	1事故につき100万円を限度
業務外個人行為賠償	身体賠償 財物賠償 共通	参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合。	1事故につき1億円を限度
傷害補償	死亡補償	事故の日から180日以内に死亡した場合。	250万円
	後遺障がい補償	事故の日から180日以内に後遺障がいが生じた場合。	250万円を限度
	入院補償	3日以内	5,000円
		4日以上 7日以内	10,000円
		8日以上 15日以内	20,000円
		16日以上 30日以内	50,000円
		31日以上 45日以内	80,000円
		46日以上 60日以内	100,000円
		61日以上 120日以内	150,000円
		121日以上 180日以内	200,000円
	通院補償	3日以内	3,000円
4日以上 7日以内		5,000円	
8日以上 15日以内		10,000円	
16日以上 30日以内		30,000円	
31日以上 45日以内		50,000円	
46日以上 60日以内		80,000円	
61日以上 90日以内	100,000円		

事故が起きてしまったら・・・

1. 損害賠償責任事故について(損害賠償責任事故・業務外個人行為賠償事故共通)
 - ・事故が発生した場合、ただちに担当課もしくは市民協働推進課までご連絡下さい。
 - 「賠償責任保険金請求のご案内」を送付させていただきます。

2. 傷害事故について

- ・事故が発生した場合、ただちに担当課もしくは市民協働推進課にご連絡下さい。
- ・事故状況を確認のうえ、「町田市ボランティア活動災害補償制度事故報告書」等(以下、「報告書」という)を送付させていただきます。
- ・報告書の記入方法や今後の流れなどをお伝えいたします。

○注意点

- ※ 事故が発生してから速やかにご連絡下さい。
特に、賠償責任事故についてはすみやかに報告をお願いします。
連絡が遅くなり、事故日から30日を経過した場合には、補償金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。
- ※ 賠償責任事故の場合、示談に際して保険会社の事前の承諾が必要となりますので、必ず事前にご相談下さい。保険会社の承諾なしで示談をさせていただきますと、補償金をお支払いできないことがあります。

補償期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで

補償金をお支払いできない主な例

損害賠償責任事故・傷害事故共通

- ・指導者等の故意により発生した事故
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮

1. 賠償責任事故

- ・補償対象者と同居する親族に対する損害賠償責任事故
- ・補償対象者が占有・使用・管理する車両に起因する損害賠償責任事故
- ・施設外における動物に起因する損害賠償責任事故
- ・施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因する損害賠償責任事故 など

2. 傷害事故

- ・指導者等の脳疾患・疾病(日射病、熱中症と細菌性食中毒等を除く)や心神喪失による事故
- ・指導者等の自殺行為、犯罪行為、闘争行為または重大な過失による事故
- ・医学的他覚所見のないむちうち症又は腰痛
- ・指導者等の無資格運転または酒酔い運転により発生した事故 など

※ 上記以外で、保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

よくあるご質問

- Q. 町田市ボランティア活動災害補償制度の適用になるには登録が必要ですか？
- A. 事前登録は必要ありません。
事故が起きた際に、団体の活動内容が確認できるもの(団体の規約や活動予定書・名簿など)を提出していただきますので、用意しておいて下さい。
- Q. 市外の人がボランティア活動に参加する場合、その人も対象となりますか？
- A. 市内に活動拠点がある団体に所属する市外の人でも対象になります。
- Q. 市民が市外に活動拠点のある団体に所属し活動する場合は、活動拠点までの往復やその活動も対象となりますか？
- A. 市外に活動拠点のある団体に所属して活動する場合には、対象になりません。
- Q. イベントを催した場合、不特定の参加団体が考えられるが、その参加団体は対象となりますか？
- A. イベント内容がボランティア活動であれば参加団体(事業者団体やその他の営利団体を除く)も対象となります。それ以外の一般参加者は対象にはなりません。
- Q. 幼稚園等の保護者有志サークルで敷地内や付近の道を清掃していますが、対象となりますか？
- A. 活動場所が敷地内・付近のみの場合、自助活動とみなされるため対象にはなりません。
- Q. 自治会では、防犯パトロール、盆踊り等のコミュニティ活動など幅広く行っていますが、その活動は対象となりますか？
- A. その活動がボランティア活動であればすべてが対象となります。また、盆踊り等の行事では主催者となるスタッフ(実行委員等)はボランティア活動と認められ対象となります。しかし、来場する一般参加者や観覧者は対象にはなりません。
- Q. 傷害事故時に休業補償はありますか？
- A. この制度は、善意で活動される方々のボランティア活動中の事故への補償(=見舞金の支給)を目的としており、活動者自身の休業補償は対象としていません。
- ※ 町田市ボランティア活動災害補償制度について、町田市ホームページでも詳細を掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/shimin/katsudou/ouen/volunteerhoken/index.html>
- ※ 補償金の請求手続きに関することや活動が当制度の対象になるのかなど、ご不明な点がある場合には、市民協働推進課までご連絡ください。

このパンフレットは1000部作成し、1部当たりの単価は15円です

問い合わせ先

市民部市民協働推進課
TEL 042-724-4358
FAX 050-3085-6517